資料１

（案）

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善島根県地方協議会」について

（名称）

第１条　本協議会は、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善島根県地方協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　本協議会は、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、トラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図ることを目的とする。

（組織）

第３条　協議会は、学識経験者、労働団体、経済団体、荷主、トラック運送事業者団体、トラック運送事業者、行政機関等の各員（以下「委員」という。）をもって構成する。

２．協議会には、委員の互選により座長を置く。

３．座長は、議事その他の会務を統括する。

（協議会及び活動事項）

第４条　協議会は目的達成のため次の活動を行う。

（１）島根県におけるトラック運送事業の長時間労働の抑制に向けた諸対策に関すること

（２）島根県におけるトラック運送事業の取引環境の改善に向けた取組に関すること

（３）その他

（協議会）

第５条　協議会は、必要に応じて座長が召集する。

２．座長は必要に応じ、協議会に委員以外の者を出席させることができる。

３．協議会は公開を原則とする。ただし、座長が必要と認める場合は、非公開で行うことができる。

（ワーキンググループ）

第６条　協議会には、第４条（協議会及び活動事項）に掲げる事項に関して専門的に検討を行う機関としてワーキンググループ（以下、「ＷＧ」という。）を置くことができる。

２．ＷＧは、座長が指名した委員等により構成する。

（事務局）

第７条　協議会の運営に関する事務は、島根労働局、中国運輸局島根運輸支局及び公益社団法人島根県トラック協会が共同で行うものとする。

（その他）

第８条　これに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

（附　則）　この規約は、平成　　年　　月　　日から施行する。